

久慈広域連合 第8期介護保険事業計画

～ 概要版（素案）～

高齢者が住み慣れた地域で
生活を継続できるように



久慈広域連合

I 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

久慈広域連合では、2020年（令和2年）9月末現在、久慈市、洋野町、野田村、普代村を合わせた高齢化率は35.8%を示し、2025年（令和7年）には39.4%となり、およそ2.5人に1人が高齢者となる見込みとなっています。

本計画は、介護保険法第117条に基づき策定する計画で、介護保険サービスの利用の見込み、サービス提供の確保の方策など介護保険事業を運営していく上で必要となる事項を定めるものです。第8期計画は、2025年（令和7年）、2040年（令和22年）の高齢者介護の姿を見据え、長期的な視野に立ち、そこに至る中間段階としての性格を有します。

久慈広域連合では第7期計画までの介護保険事業計画の実績を検証した上で、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業等の実施を計画的に行うべく、第8期介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）を策定します。

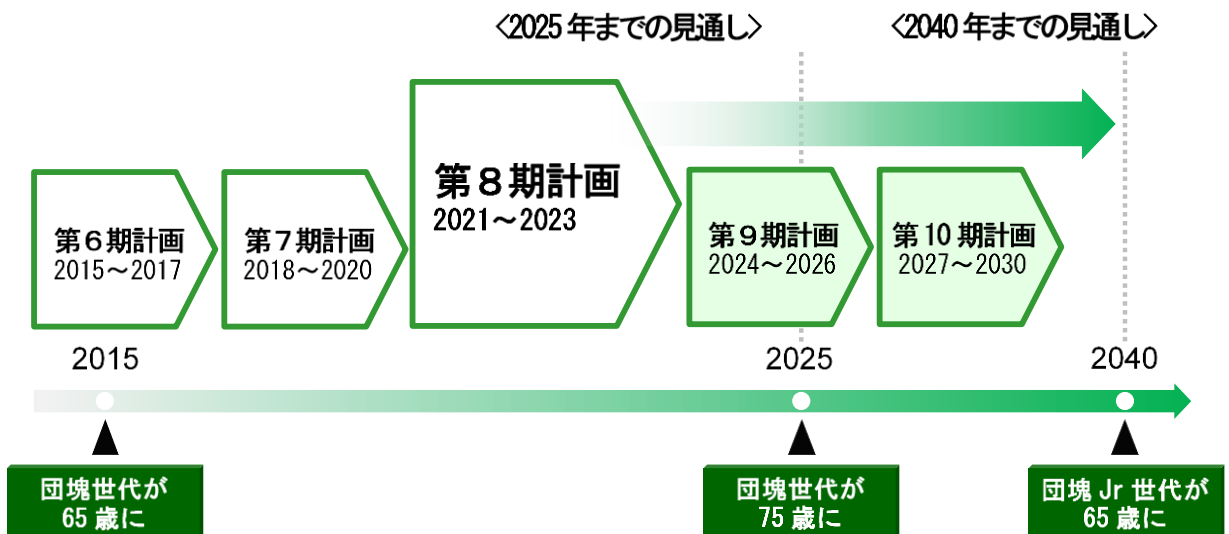
2 計画の位置づけ及び他計画との関係

久慈広域連合の介護保険事業計画の位置づけは、構成市町村である久慈市、洋野町、野田村、普代村それぞれの高齢者福祉計画と一体的に作成される計画です。

また、効率的で質の高い医療提供体制の運営と、在宅医療・介護の充実等を図る地域包括ケアシステムの深化・推進が一体的に行われるよう、県の介護保険事業支援計画や保険医療計画等の関連する計画との整合性を確保することが必要です。さらに、各構成市町村の地域福祉計画、健康増進計画、その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉または居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとしします。

3 計画の期間

計画期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の3か年となりますが、団塊の世代（1947（昭和22）年から1949（昭和24）年生まれの方）が75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代（1971（昭和46）年から1974（昭和49）年生まれの方）が高齢者となる2040（令和22）年を見据えた中長期的な目標を掲げた計画となります。

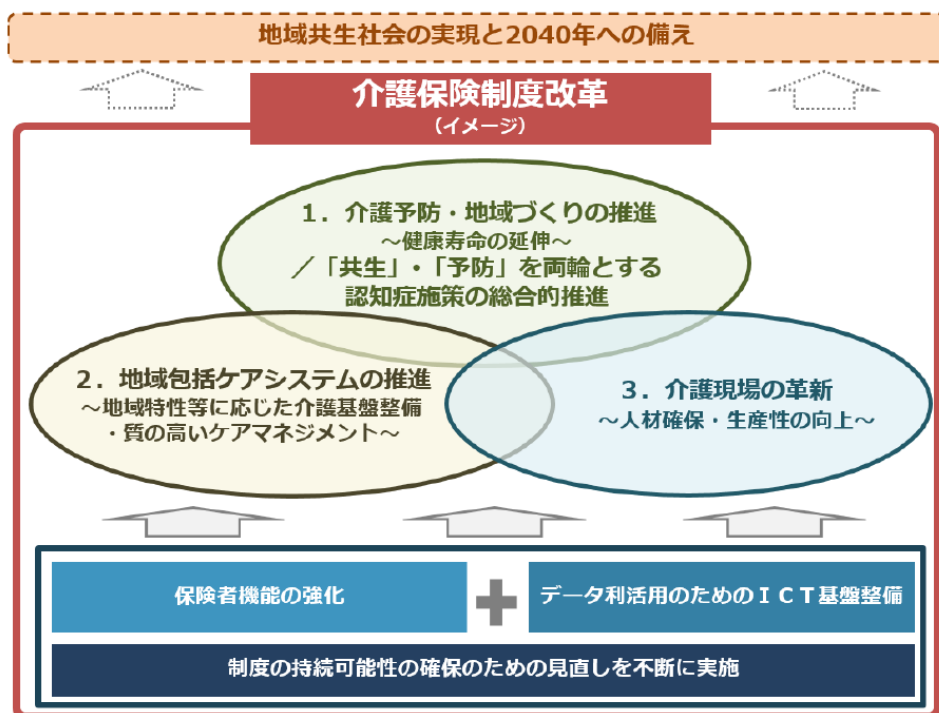


4 第8期計画策定のポイント

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者を迎える2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040（令和22）年を見据え、介護保険制度を取り巻く状況が大きく変化している中で、今後も高齢者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することや、要支援・要介護状態となることへの予防、要支援・要介護状態等の軽減・悪化の防止といった介護保険制度の基本を維持し、質の高いサービスを提供していくとともに、人材と財源の重点化・効率化によって、介護保険制度の持続可能性を確保できるようにすることが重要となっています。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針が、令和2年7月21日開催の社会保障審議会介護保険部会において議論・了承されました。

●介護保険制度改革の全体像●



● 基本指針における重要な取組 ●

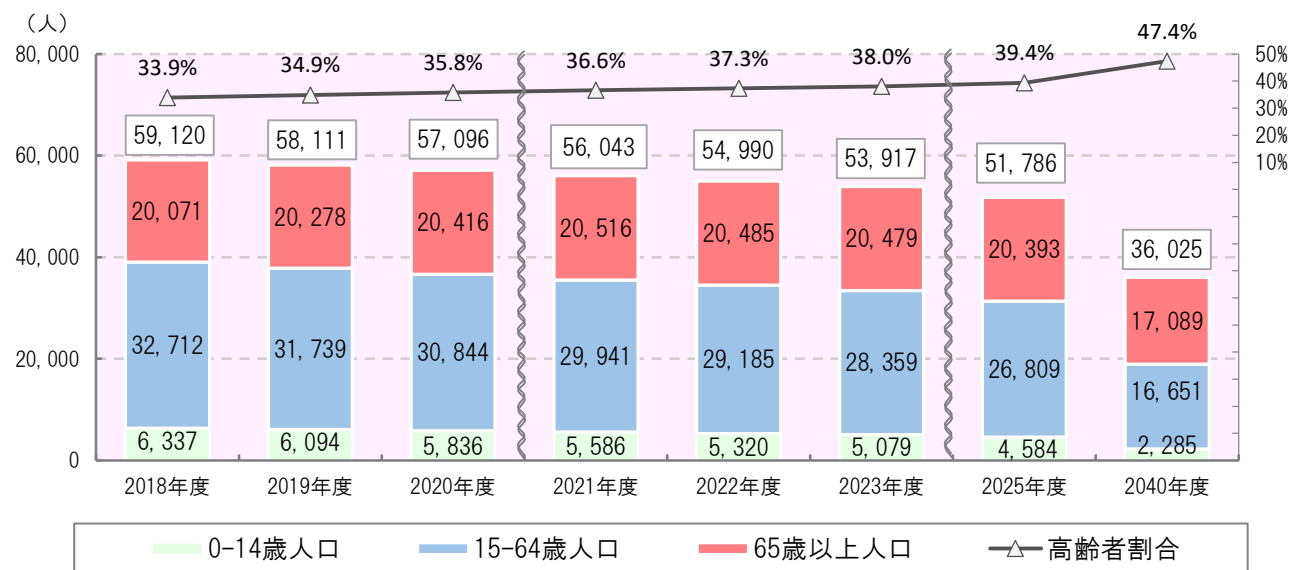
1. 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
2. 地域共生社会の実現
3. 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
4. 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
5. 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
6. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
7. 災害や感染症対策に係る体制整備

Ⅱ 久慈広域管内の状況

1 人口及び高齢者数の推移と推計

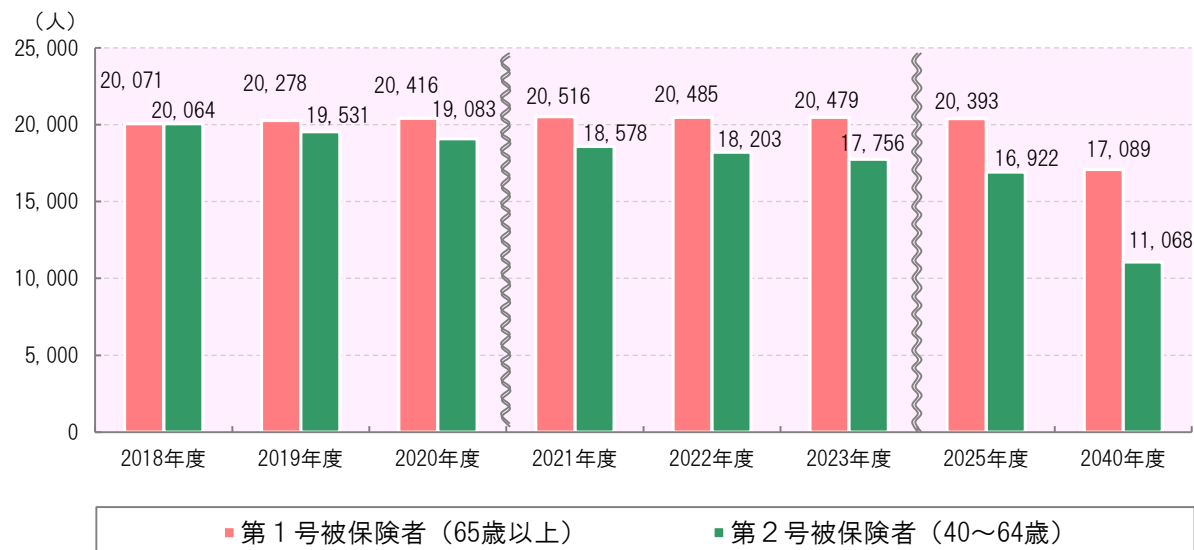
久慈広域連合の人口は、計画最終年の2023（令和5）年には53,917人となり、年々減少傾向で推移しています。また、高齢者人口も2022（令和4）年から年々減少する傾向にあり、2025（令和7）年には20,393人、2040（令和22）年には17,089人と推計されます。

高齢化率は2018（平成30）年の33.9%から2023（令和3）年には38.0%となり、4.1ポイント上昇するものと推計されます。



2 被保険者数の推計

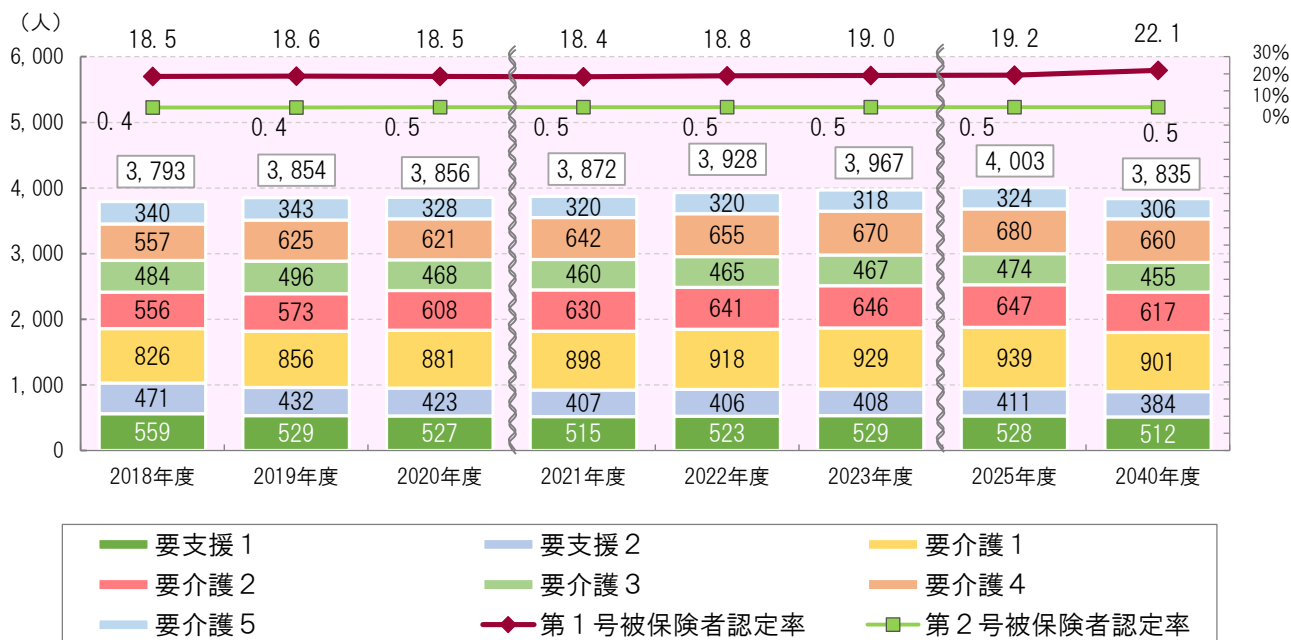
被保険者数は、65歳以上の「第1号被保険者」が増加傾向にあるものの、2022（令和4）年から減少傾向で推移するものと推計されます。40歳～64歳の「第2号被保険者」は減少傾向で、今後も減少するものと推計され、2023（令和5）年には17,756人となる見込みです。



3 要介護認定者数の推移と推計

2021（令和3）年度以降の久慈広域連合の要支援・要介護認定者数を地域包括ケア「見える化」システム保険料推計機能により推計しました。

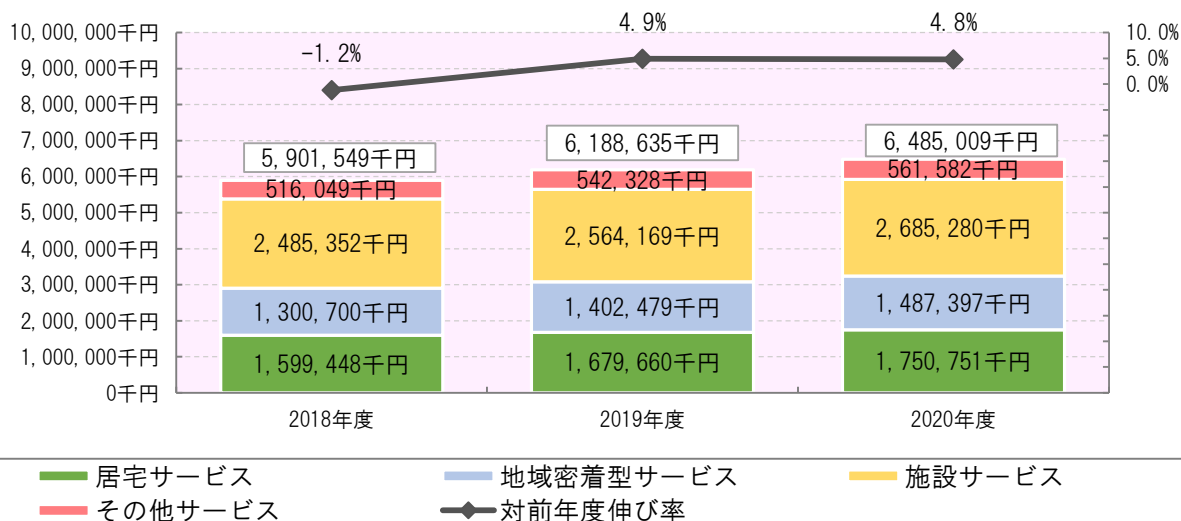
久慈広域連合の認定者数は、人口推計及び要支援・要介護認定者の認定率の実績などから予測すると増加傾向にあり、2023（令和5）年度の要介護等認定者は3,967人と見込まれ、2025（令和7）年度には4,003人に達する見込みです。この認定者数をもとにして介護保険サービスの利用量を見込みます。



4 介護保険給付費の推移

久慈広域連合の介護保険給付費は増加傾向にあり、対前年度伸び率は-1.2～4.9%程度となっています。内訳をみると、居宅サービス、地域密着型サービス、その他サービス及び施設サービス全て増加傾向で推移しています。

また、構成比の推移をみると、全てのサービスは横ばいで推移しています。



Ⅲ 計画の骨組み

計画の基本理念

第8期計画は、効果的・効率的な介護給付の推進にあたって、2025（令和7）年や2040（令和22）年も見据えつつ、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促します。こうした取組を通して適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることで介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築につなげます。

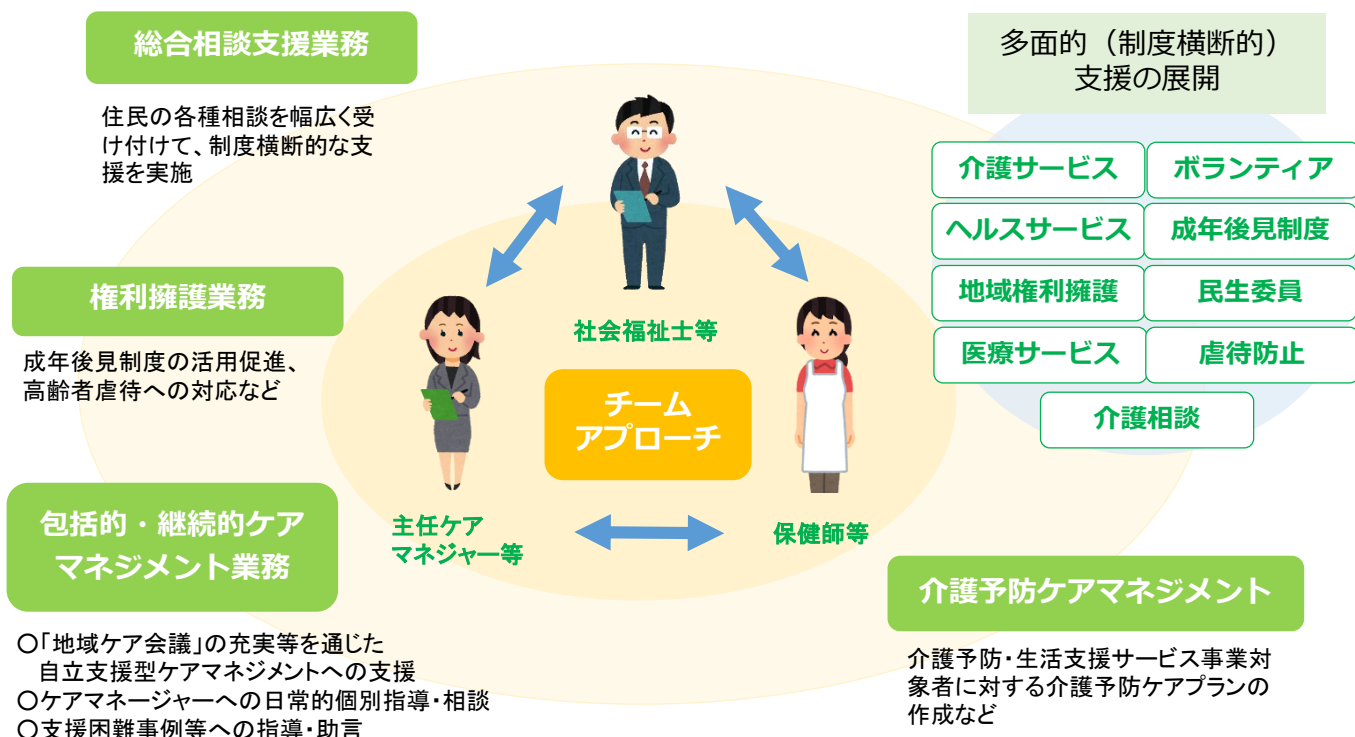
高齢者が住み慣れた地域で
生活を継続できるように

Ⅳ 地域で暮らし続けるために

1 地域包括支援センターの機能強化

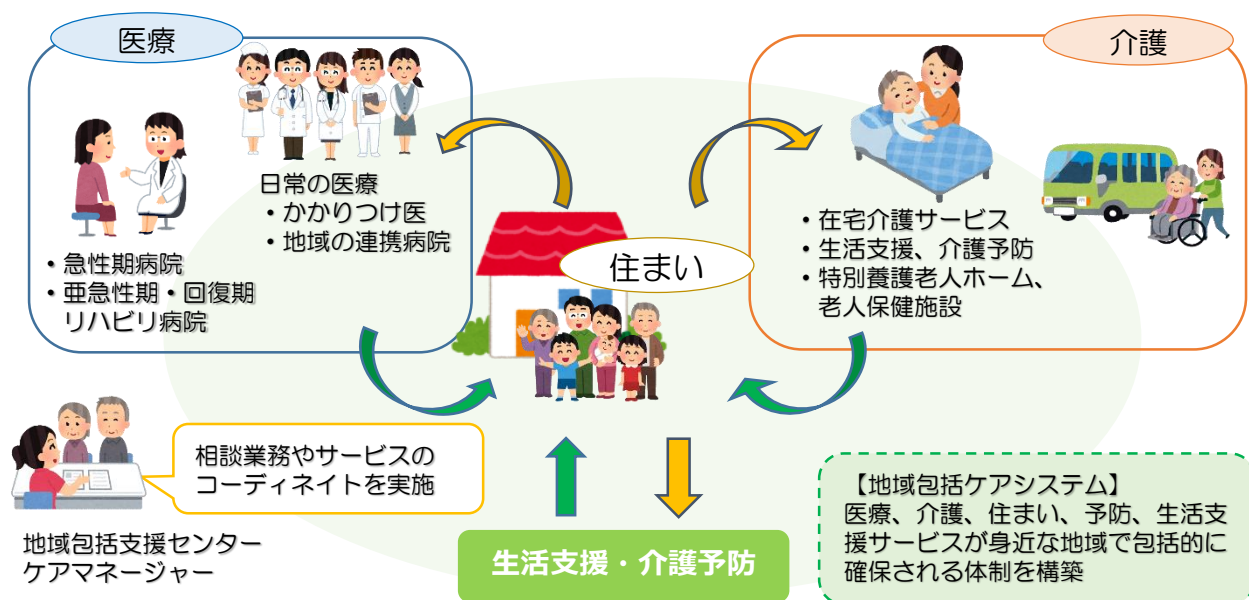
地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける高齢者支援の中核となる施設です。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

現在、市町村によって運営されており、久慈市、野田村及び普代村に各1か所、洋野町に2か所が設置されています。この他、ランチ（相談窓口）が久慈市に2か所設けられています。



2 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で生活続けることができるよう、保健、福祉、医療等関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の整備に努めます。



3 認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、本人の状態に応じた適切な支援により、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症施策推進大綱に基づいた適切な支援体制を構築していきます。

また、認知症の人が地域で自立した日常生活を送るための支援のほか、教育、地域づくり、雇用その他の認知症に関連する施策と連携した取組など、市町村と連携しながら、総合的に認知症施策を推進していきます。

● 推進する主な施策 ●

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

4 生活支援サービスの体制整備

高齢者の一人ひとりのニーズにきめ細かに応えるためには、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な主体がサービスを提供できる体制の構築や、より身近な自治会、老人クラブ、地域活動団体などからの支援が不可欠です。また、高齢者自身がサービスの提供者となり、社会的な役割を持つことが生きがいや介護予防にもつながります。

これら、さまざまなサービスの提供主体が、円滑にサービスを提供していくため、協議体や、地域のニーズと社会資源をコーディネートする生活支援コーディネーターの活用により、生活支援施策の充実を図るための基盤整備を推進していきます。

また、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターを配置するなど、高齢者の社会参加等を促進します。

5 地域支援事業（その他事業）

地域支援事業（任意事業）では、家族介護支援事業などを実施し、介護保険事業運営の安定化を図るとともに、高齢者及び介護者の生活を支える地域づくりを進めていきます。

● 推進する主な施策 ●

①家族介護支援事業

- 家族介護教室
- 認知症高齢者見守り事業
- 家族介護継続支援事業

②その他の事業

- 成年後見制度利用支援事業
- 福祉用具・住宅改修支援事業
- 地域自立生活支援事業



6 災害対策・感染症対策の推進

近年の災害の発生状況を踏まえ、市町村や介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。

また、新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、感染症発生時を想定した訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行っていきます。

V 持続可能な介護保険事業の運営に向けて

1 介護給付サービス整備計画

地域包括ケアシステムの構築や認知症高齢者の支援体制を整備充実するため、介護保険施設の整備に取り組むとともに、高齢者のニーズに応じて、住み慣れた地域で安心、安全な暮らしができる環境整備に向け、市町村の実情に合わせた連携を図ります。

久慈広域管内の介護サービス事業所（現状）

介護サービス区分		施 設 数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
居宅サービス	訪問介護※	10	3	1	1	15	
	訪問入浴介護	1	-	-	-	1	
	訪問看護	1	1	-	-	2	
	通所介護	6	5	1	1	13	
	通所リハビリテーション	4	1	-	-	5	
	特定施設入居者生活介護	1	-	-	-	1	42
	福祉用具貸与・販売	2	-	-	-	2	
地域密着型サービス	地域密着型通所介護※	12	1	1	-	14	188
	認知症対応型通所介護	1	1	1	-	3	21
	小規模多機能型居宅介護	4	5	-	1	10	267
	認知症対応型共同生活介護	5	4	1	1	11	153
	地域密着型介護老人福祉施設	1	1	1	-	3	87
	地域密着型特定施設	-	1	-	-	1	15
施設サービス	介護老人福祉施設	3	2	1	1	7	405
	介護老人保健施設	3	2	-	-	5	352
	介護療養型医療施設	1	-	-	-	1	19

※休止中の事業所を除きます。

久慈広域管内の介護サービス事業所（計画）

介護サービス区分		施 設 数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
地域密着型サービス	看護小規模多機能型居宅介護	1	-	-	-	1	29
施設サービス	介護老人福祉施設	-	1	-	-	1	50
	介護医療院※	1	-	-	-	1	19

※介護医療院は、既存の介護療養型医療施設の転換となります。

久慈広域管内のサービス付き高齢者向け住宅（計画）

介護サービス区分		施 設 数					定員等 (4市町村計)
		久慈市	洋野町	野田村	普代村	計	
サービス付き高齢者向け住宅		-	1	-	-	1	9

2 介護保険事業費用の見込み

介護サービスの事業運営にかかる費用としては、介護サービス、介護予防サービスなどの給付費が大半を占めますが、そのほか、特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料、地域支援事業費、財政安定化基金拠出金などから構成されます。

● 介護保険事業費の見込額 ●

	2021年度	2022年度	2023年度	合 計
標準給付費	6,507,151千円	6,556,610千円	6,669,044千円	19,732,805千円
地域支援事業費	483,740千円	486,800千円	492,540千円	1,463,080千円
計	6,990,891千円	7,043,410千円	7,161,584千円	21,195,885千円

VI 第1号被保険者の介護保険料

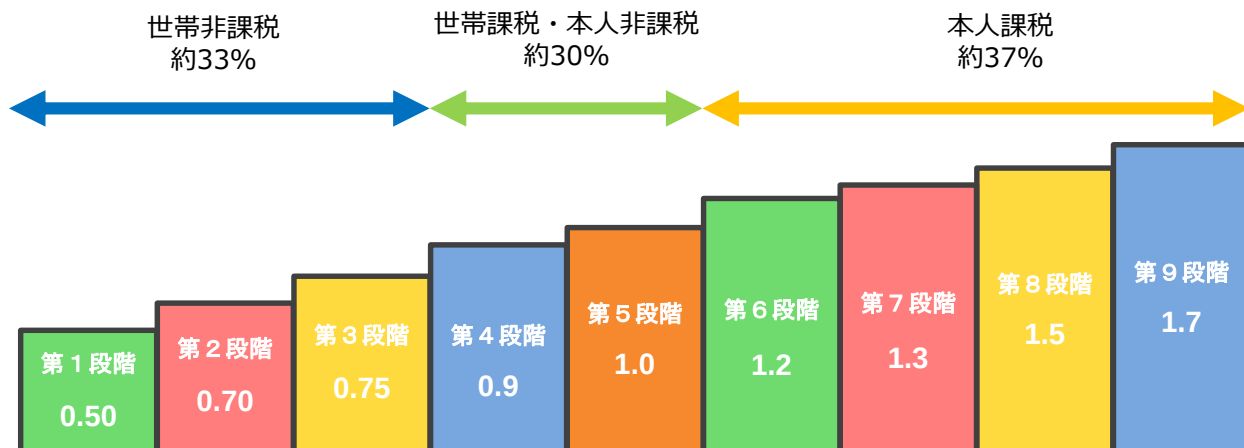
1 第1号被保険者保険料の段階設定

第1号被保険者の保険料については、負担能力をきめ細かく反映させて保険料段階別に基準額乗率を設定します。

第8期計画においては、第7期計画と同様の9段階で設定しています。

また、第8期計画においては、低所得者の保険料軽減の強化を図るため、公費を投入して保険料基準額に対する乗率の引き下げを行います。

● 保険料段階の設定 ●



2 介護保険料の算定

第8計画期間である2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までについて、保険料収納必要額を計算し、被保険者数から保険料基準月額を算出すると、**「6,313円」**と見込まれます。

介護保険料算出にあたっては保険料段階を所得水準に応じて9段階に設定したほか、第1号被保険者負担分を軽減するため介護給付費準備基金を取り崩して組み入れることにより、保険料基準額は、**「6,160円」**となります。

● 保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合 ●

段階区分	該 当 条 件	基準額に 対する割合	月 額	年 額
第1段階	生活保護の受給者又は世帯全員が市町村民税非課税	0.50	3,080	36,960
	かつ本人が老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市町村民税非課税 かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	軽減後 0.30	1,840	22,080
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税	0.70	4,310	51,720
	かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	軽減後 0.50	3,080	36,960
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税	0.75	4,620	55,440
	かつ本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	軽減後 0.70	4,310	51,720
第4段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	0.90	5,540	66,480
第5段階	本人が市町村民税非課税で、世帯に課税者が有り、かつ公的年金等収入と合計所得金額の合計80万円超	1.00	6,160	73,920
第6段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が120万円未満	1.20	7,390	88,680
第7段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.30	8,000	96,000
第8段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.50	9,240	110,880
第9段階	市町村民税課税かつ 合計所得金額が320万円以上	1.70	10,470	125,640

久慈広域連合 第8期介護保険事業計画

～ 概要版（素案）～

発行者 久慈広域連合介護保険課
住 所 〒028-0056
岩手県久慈市中町1丁目67番地
久慈市役所分庁舎内
電 話 0194-61-3355 FAX 0194-61-3324